



速報

米国移民法に関する重要な最新情報

2023年10月30日

この秋、いくつかの政府機関が新しい政策や要件を発表しました。ここでは、いくつかの重要な最新情報をまとめてご紹介します。

資格変更申請者に対する雇用許可の拡大

米国市民権・移民局(USCIS)のポリシーマニュアルが更新され、雇用許可書類(EAD)の最長有効期間が延長されました。申請中の資格変更申請に基づき就労許可を申請する場合、これまで2年間であった就労許可期間が5年間に延長されます。これは、処理に要する時間の長さやEAD申請中の案件の滞留による負担を軽減するための歓迎すべき変更となります。

フォームI-539のバイOMETリック免除

今年の初め、USCISはH-4、L-2、E非移民ステータスの延長/変更申請書、I-539を提出する特定の申請者に対するバイOMETリックの一時的な提出要件を2023年9月30日まで延長することを発表しました。同時にUSCISは、全てのI-539申請者のバイOMETリック要件を恒久的に削除する計画を発表しました。

この変更は2023年10月1日より有効となり、10月1日以降に申請した全てのI-539申請者はバイOMETリック手数料が免除されます。この手数料免除は、発効日以前に申請した申請者には適用されず、バイOMETリックの予約に出席する必要がある場合があります。さらに、2023年10月1日以降に申請した申請者については、USCISが引き続きバイOMETリックが必要であると判断する場合があります、申請者にはバイOMETリックの予約詳細が記載された通知が送付されます。

申請者は、I-539申請料金がバイOMETリックサービス料金と一括で支払われている場合、USCISがフォームI-539申請を誤った申請として却下することに留意してください。しかし、I-539申請料金が別々に提出された場合、USCISはI-539申請を処理し、バイOMETリックサービス料金を返金します。

弁護士



山本真理
パートナー
シカゴ

P 312-214-8335
F 312-759-5646
mari.regnier@btlaw.com



前田千尋
オブ・カウンスル
シカゴ

P 312-214-2107
F 312-759-5646
chihiro.maeda@btlaw.com

関連分野

労働雇用法
移民法 & 国際人事

イスラエル市民・国民の米国ビザ免除について

米国国土安全保障省(DHS)は最近、対象となるイスラエルの市民および国民を対象に、米国への短期滞在のためのビザなし渡航を開始すると発表しました。この発表は、イスラエルが米国のビザ免除プログラムに加盟したことを受けたものです。2023年10月19日より、対象となるイスラエル市民・国民は米国税関・国境警備局(CBP)の電子渡航認証システム(ESTA)を通じて米国への渡航認証を申請することができます。

これにより、申請者は米国ビザを取得することなく、最長90日間、観光または商業目的で米国に渡航することができます。有効なB-1/B-2ビザを持つイスラエル国民は、引き続き米国へのビジネスおよび観光旅行に使用することができます。

しかし、ESTAを利用することがすべての人にとって最良の解決策というわけではありません。90日を超えて米国に滞在することを希望する人や、観光ビザからステータスを変更することを希望する人など、特定の旅行者にとっては、ビザを取得して渡米することが最善の選択肢であることに変わりはありません。

この記事は、独立契約弁護士のTieranny Cutler氏が共同で執筆しました。

詳しくは[英語版](#)をご覧ください。

本ニュースレターは、法律の最新情報、動向をご案内するものであり、いかなる場合も法務サービス、法務アドバイスの意味を持つものではありません。本ニュースレターは、一般的な案内目的でのみ配布されるものですので、個々の問題については弁護士までご相談下さい。

©2023 Barnes & Thornburg LLP. All Rights Reserved. 書面による許可なく複製することを禁止します。